

鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金 Q&Aについて

Q	A
1 この事業の目的は何ですか？	○大学生等の県内就職又は就業を促進し、産業界と協力して若者の鳥取県への定着を図り、地域の中核企業等を担うリーダー的人材を確保することです。
2 対象となる就職又は就業先はどこですか？	○県内に本社、支店、支社、事業所等を有する対象業種の企業等、薬剤師の職域、又は民間の保育士・幼稚園教諭の職域です。
3 支給対象者の認定申請には、何を提出したらよいですか？	① 認定申請書（様式第1号） ② 奨学金の貸与を証するもの（学生）又は奨学金の返還を証するもの（既卒者） ③ 履歴書（既卒者に限ります。）
4 奨学金の貸与（返還）を証するものはどこに依頼すればよいですか。	○貸与を受けている奨学金事業実施団体に依頼してください。 ※奨学生証や貸与奨学金返還確認票は証明書となりませんので御注意ください。 ○なお、日本学生支援機構の奨学金を貸与している場合は、スカラネットPS内の「詳細情報」のプリントアウトも証明となりますので、ぜひご利用ください。
5 支給対象者の要件を教えてください。	○大学等に在学する学生（6年制の大学は薬学部に在籍する学生に限る） ○大学等を卒業した35歳未満の方 ・ただし、県内企業に正規雇用で就業している者が転職する場合を除く。 ※大学等：大学（短大を含む。）、大学院の修士課程、高等専門学校、専門学校（専修学校専門課程）、職業能力開発総合大学、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校
6 支給対象者の認定を受けましたが、いつまでに就職又は就業しないといけませんか？	○大学等在学生の場合 卒業予定年度の翌々年度の4月1日までに就職又は就業できなければ支給対象者の認定は取消となります。 ○既卒者の場合 支給対象者の認定を受けた日から1年以内に就職又は就業できなければ支給対象者の認定は取消となります。

	Q	A
7	支給対象者の認定後に、さらに貸与する奨学金を増やすなど、認定内容に変更があった場合の手続きはどうすればよいですか？	<p>支給対象者の認定内容の変更申請が必要ですので個別にご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 認定変更申請書（様式6号） ② 支給対象者認定通知書の写し ③ 変更の内容を証明するもの
8	助成金の交付申請には、何を提出したらよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ① 交付申請書（様式第9号） ② 在職証明書（様式第10号） ③ 住民票の写し ④ 奨学金の返還を証するもの及び奨学金の返還明細書 ⑤ 県から通知のあった、支給対象者の認定通知の写し ⑥ 薬剤師の職域に就職又は就業した場合は薬剤師免許証の写し又は登録済証明書の写し ⑦ 保育士・幼稚園教諭の職域に就職又は就業した場合は、保育士証（保育士登録済通知書でも可）又は幼稚園教諭免許状の写し
9	交付決定を受けたら、奨学金の返還は猶予されるのですか。	<p>本助成金は、奨学金の返還を猶予するものではなく、奨学金の返還に対して助成をするものであることから、約定に従って奨学金を返還してください。</p>
10	助成金はいつもらえますか。	<p>○助成金は、原則8年間に分けて支払われます。（8年間で助成金の全額を支払えない場合は、全額が支払われるまで助成期間が延長されます。）</p> <p>○助成金の支払いは、翌年度に報告する奨学金返還状況に基づいて助成金額を確定した後に なります。</p>

	Q	A
11	<p>二つ以上の奨学金を受けている場合、助成金額はいくらになりますか？</p>	<p>① 無利子の奨学金のみ貸与を受けた期間 貸与を受けていた無利子の奨学金の助成金交付申請時の返還総額（大学等の在学時に無利子のみの奨学金の貸与を受けた月数に6万円を乗じた額を限度とする。）に2分の1を乗じて得た額。</p> <p>② 有利子の奨学金のみ貸与を受けた期間 貸与を受けていた有利子の奨学金の助成金交付申請時の返還総額（（利子は除く）大学等の在学時に有利子のみの奨学金の貸与を受けた月数に6万円を乗じた額を限度とする。）に4分の1を乗じて得た額。</p> <p>③ 無利子、有利子の両方の奨学金の貸与を受けた期間 ①の区分により算定して得た額。 ただし、①の区分の奨学金の返還総額が限度額に達しないときは、同区分の限度額から同区分の返還総額を差し引いた額を②の区分の限度額として、②の区分により算定して得た額を①の区分により算定して得た額に加えた額。</p> <p>助成金の限度額は、受付申請時に返還していない奨学金の額（利子は除く。）とします。</p>
12	<p>対象業種に就職又は就業して助成金支給を受けている時に転職した場合、助成金の支給はどうなりますか？</p> <p>① 対象外業種へ転職、県外の事業所へ転職</p> <p>② 県内の対象業種へ転職</p>	<p>① の場合、助成金の返還対象となります（ただし、事業主都合の解雇の場合は除く）。</p> <p>② の場合、離職後、1年以内に県内の対象業種へ再就職（正規雇用）した場合は引き続き奨学金支給の対象とします。</p>
13	<p>鳥取県外の本社に採用され、県内の事業所等に勤務することとなった場合は、対象となりますか？</p>	<p>以下の要件等を満たす場合に対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県内の事務所等に勤務し、県内に定住することが前提です。 ○住民票を県内に移動させることが必要です。 ○県内の事業所等に勤務している期間のみ助成金支給の対象となります。

	Q	A
14	繰り上げ返済をした場合、助成金はどうなりますか？	<p>○本助成金は、交付決定及び助成期間において、奨学金を返還中又は奨学金の返還残高があることが条件の一つになっています。</p> <p>○従って繰上げ返還等により助成を受けることが出来なくなる（全額返還の場合）、又は助成金額が減額になる場合がありますのでご注意ください。</p>
15	県内の事業所に採用されましたが、助成金の支給を受けている途中で、県外の事業所等に一時的に転勤となった場合は、助成金を引き続き受ける事ができますか。	<p>○支給対象の8年間のうち、鳥取県内に在住している期間のみ対象とし、助成金を支給します。（ただし、3年以内の県外研修等の場合は、支給対象とし、助成金を支給します。）</p> <p>○県外へ転居し、県外の事務所に拠点を移動し、その後県内での就業が見込めない場合には、返還の対象となります。</p>
16	助成金の交付決定を受けたら、8年間自動的に助成金がもらえるのですか。	<p>○県内の該当職種の事業所に継続して勤務していることを確認した後、助成金を支払います。</p> <p>○毎年提出する助成金状況報告書に、在職証明書、住民票の写し、奨学金の返還証明書を添付して提出してください。</p>
17	奨学金返還を延滞している場合、延滞をまとめて支払った場合は、対象になりますか？	○延滞をしている場合、要綱第15条に定める各年度の報告までに延滞分を全額支払えば対象となります。
18	産休、育休期間は助成金の支給対象となりますか？	<p>○離職しなければ奨学金支給の対象となります。ただし、奨学金返還の猶予がある場合は、その期間は対象外となります。</p> <p>○介護休暇、病気休暇の場合も適用します。</p>
19	金融機関の教育ローンは対象となりますか？	○教育ローンは対象となりません。